

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
別表第3（第17条関係）	別表第3（第17条関係）
第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準	第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準
(1) 略	(1) 略
<u>(2) 職員が災害発生時の避難施設その他これに類する施設に宿泊したため、宿泊料を必要としなかった場合には、当該必要としなかった宿泊料の全額を支給しないものとする。</u>	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
(5) 略	(5) 略
(6) 略	(6) 略
(7) 略	(7) 略
(8) 略	(8) 略
(9) 略	(9) 略
(10) 略	(10) 略
(11) 略	(11) 略
(12) 略	(12) 略
(13) 略	(13) 略
(14) 略	(14) 略
(15) 略	(15) 略
(16) 略	(16) 略
(17) 略	(17) 略
(18) 略	(18) 略
(19) 略	(19) 略
(20) 略	(20) 略
(21) 略	(21) 略
(22) 略	(21) 略
第2及び第3 略	第2及び第3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。